

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年11月18日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 上田 敦郎
主任監察監督官 近藤 英孝
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

64.4%の事業場に対し労働基準関係法令の是正を指導 ～令和3年に実施した監督指導の取りまとめ結果～

北海道労働局（局長 ^{ともふじ}友藤 ^{としあき}智朗）は、この度、令和3年に管下17労働基準監督署・支署が実施した定期監督等に係る監督指導（※）の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

北海道労働局では、令和4年も引き続き、関係法令の周知徹底を図るとともに、法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図るため、事業場に対し効果的な監督指導を実施しています。

1 監督指導結果の概要（「資料」の1）

- (1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した6,333事業場のうち4,078事業場(64.4%)でした。
- (2) 主な違反事項は、
 - ① 危険な作業をさせていたなどの安全基準に関するもの 1,350件(21.3%)
 - ② 違法な時間外労働など労働時間に関するもの 1,123件(17.7%)
 - ③ 賃金不払残業など割増賃金に関するもの 856件(13.5%)
 - ④ 健康診断の結果異常所見が見られた方の医師の意見聴取に関するもの 539件(8.5%)
 - ⑤ 労働条件の明示に関するもの 415件(6.6%)などでした。

2 業種別の違反状況（「資料」の2）

- (1) 違反事業場割合の高い業種は、①運輸交通業83.2%、②畜産・水産業73.9%、③保健衛生業71.2%、でした。
- (2) 主な業種の違反事項は、
 - ①製造業 安全基準393件(35.3%)、労働時間276件(24.8%)、割増賃金171件(15.4%)
 - ②建設業 安全基準659件(29.0%)、労働時間219件(9.7%)、割増賃金176件(7.8%)
 - ③運輸交通業 労働時間112件(37.7%)、割増賃金66件(22.2%)、安全基準63件(21.2%)
 - ④商業 労働時間188件(16.6%)、割増賃金169件(15.0%)、労働条件の明示75(6.6%)
 - ⑤保健衛生業 割増賃金62件(29.2%)、労働時間59件(27.8%)、医師の意見聴取24件(11.3%)などでした。

(※) 「定期監督等に係る監督指導」とは、計画的に労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のこと

1 監督指導結果の概要

(1) 令和元年から令和3年の各年に、北海道内の17労働基準監督署・支署が実施した定期監督等に係る監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数及び違反事業場比率は、表1(※1)及び2頁の図1のとおりです。

令和3年は6,333件のうち4,078件(64.4%)で労働基準関係法令違反が認められました。労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分(※2)は252件でした。

表1 監督指導実施状況・法違反状況

令和3年 監督実施状況及び措置状況

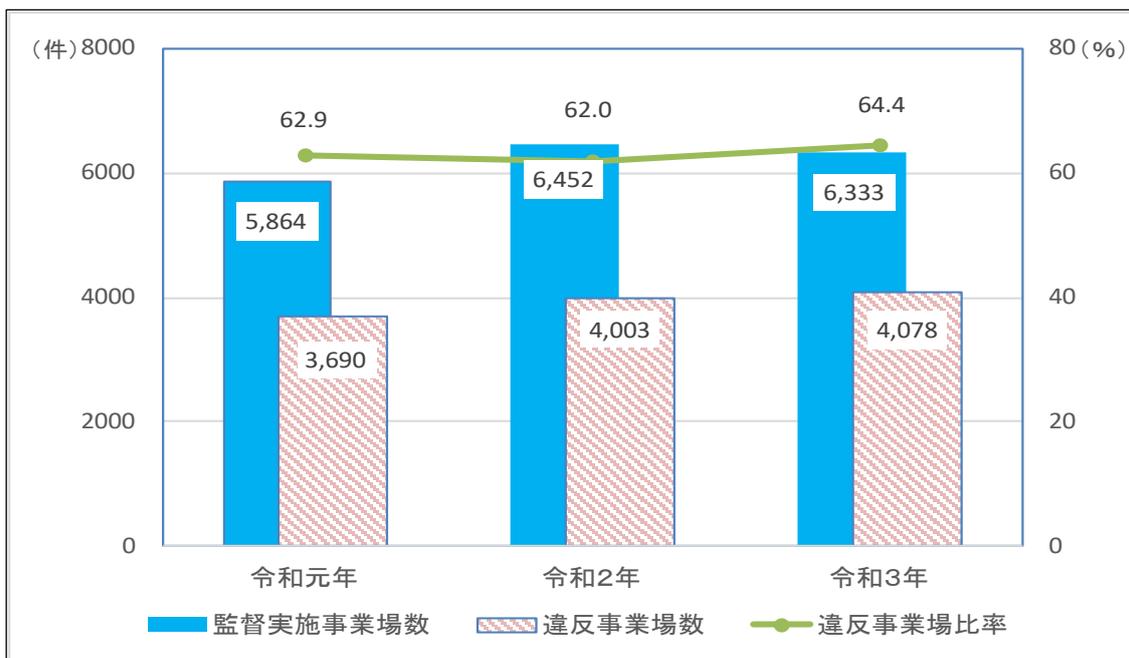
上段:事業場数
下段:違反事業場比率

年	(※業種)	監督指導実施事業場数	違反事業場数	使用停止等処分対象事業場数(※2)	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)					
					15条	32条	36条	40条	20~25条		66条	66条の4	66条の8の3
					労働条件の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断	医師の意見聴取	時間把握	
令和3年	全業種	6,333	4,078 64.4%	252 4.0%	415 6.6%	1,123 17.7%	856 13.5%	1,350 21.3%	251 4.0%	235 3.7%	539 8.5%	323 5.1%	
	製造業	1,114	766 68.8%		100 9.0%	276 24.8%	171 15.4%	393 35.3%	125 11.2%	67 6.0%	150 13.5%	49 4.4%	
	建設業	2,269	1,504 66.3%		79 3.5%	219 9.7%	176 7.8%	659 29.0%	85 3.7%	15 0.7%	118 5.2%	58 2.6%	
	運輸交通業	297	247 83.2%		35 11.8%	112 37.7%	66 22.2%	63 21.2%	8 2.7%	12 4.0%	60 20.2%	21 7.1%	
	農林業	108	74 68.5%		12 11.1%	3 2.8%	2 1.9%	51 47.2%	1 0.9%	6 5.6%	15 13.9%	6 5.6%	
	畜産・水産業	115	85 73.9%		13 11.3%	0 0.0%	5 4.3%	31 27.0%	2 1.7%	10 8.7%	13 11.3%	10 8.7%	
	商業	1,130	595 52.7%		75 6.6%	188 16.6%	169 15.0%	52 4.6%	15 1.3%	54 4.8%	72 6.4%	67 5.9%	
	保健衛生業	212	151 71.2%		16 7.5%	59 27.8%	62 29.2%	6 2.8%	2 0.9%	15 7.1%	24 11.3%	20 9.4%	
	接客娯楽業	370	222 60.0%		39 10.5%	77 20.8%	77 20.8%	12 3.2%	0 0.0%	35 9.5%	16 4.3%	36 9.7%	
	清掃・と畜業	147	76 51.7%		10 6.8%	30 20.4%	24 16.3%	25 17.0%	4 2.7%	4 2.7%	20 13.6%	9 6.1%	
	その他	571	358 62.7%		36 6.3%	159 27.8%	104 18.2%	58 10.2%	9 1.6%	17 3.0%	51 8.9%	47 8.2%	
令和2年	全業種	6,452	4,003 62.0%										
令和元年	全業種	5,864	3,690 62.9%										

(※1) 業種は、監督指導実施事業場数が100を超えるものを掲げました。

(※2) 機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官がただちに機械等の使用停止や作業禁止などを命ずる行政処分のこと。

図1 監督指導実施事業場数等の状況



(2) 主な違反事項別の違反事業場数等は図2のとおりです。労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが1,350件(21.3%)、現在、重点的に取り組んでいる長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関するものが1,123件(17.7%)と多く、次いで割増賃金に関するものが856件(13.5%)、健康診断の結果、異常所見が見られた方の健康を保持するための措置についての医師の意見聴取に関するものが539件(8.5%)、労働条件の明示に関するものが415件(6.6%)となっています。また、労働安全衛生法の改正により、平成31年4月1日より労働時間を把握することが法律で規定されましたが、労働時間の把握に関するものが323件(5.1%)となっております。

図2 主な違反事項別の違反事業場数等の状況

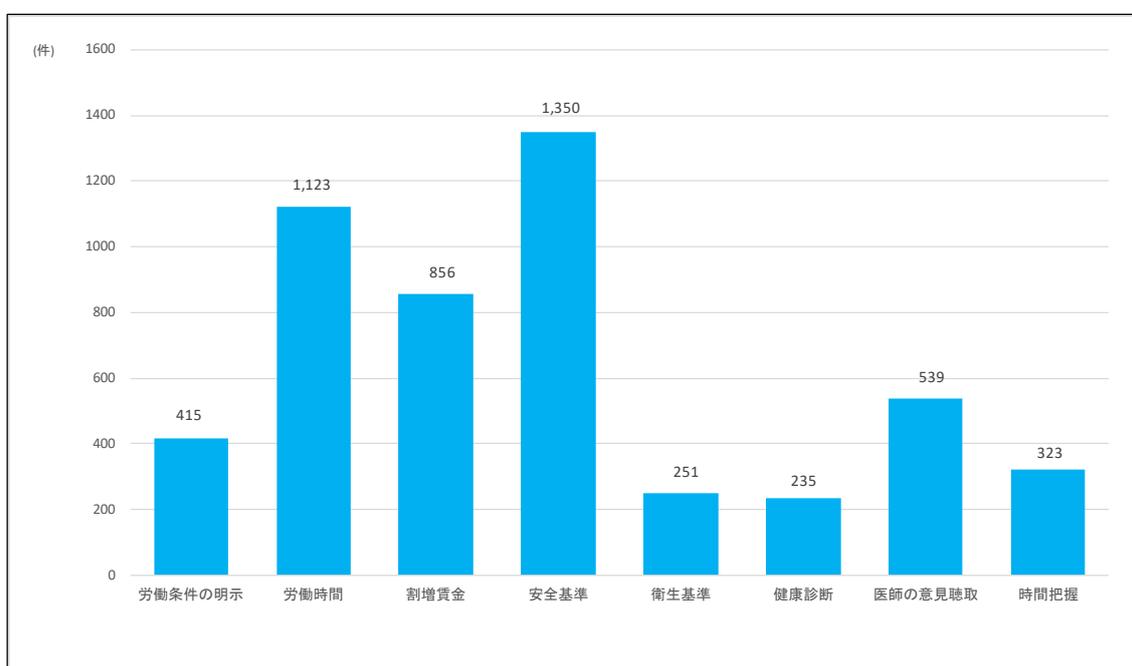


表2 主な違反事項の態様

違反事項	主な態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・36・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働に関する協定(36 協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 36 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えて長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 開口部等墜落の危険がある箇所に墜落防止用の手すり等を設けていない。 機械に有効な安全装置を設けていない。 機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。 特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取り扱い上の注意事項等を掲示していない。 粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。 有害業務に従事する労働者に対して、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に特定健康診断を行っていない。
医師等の意見聴取 (安衛法 66 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果異常の所見があると診断された者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴いていない。
時間把握 (安衛法 66 条の 8 の 3)	<ul style="list-style-type: none"> 出勤簿に押印するのみで、タイムカード等客観的に把握できる方法で始業時刻や終業時刻を把握していない。 管理者について労働時間の把握を行っていない。

2 業種別の違反状況

(1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は 4 頁の図 3、図 4 のとおりです。死亡労働災害の撲滅を始めとする労働災害の防止、化学物質による健康障害防止等のため、建設業、製造業を始めとする工業的業種に対する監督指導を実施しています

また、中小企業では法令や労務管理に関する知識が必ずしも十分ではないと考えられることから、法違反の解消に向け、懇切・丁寧に指導しています。

図3 主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

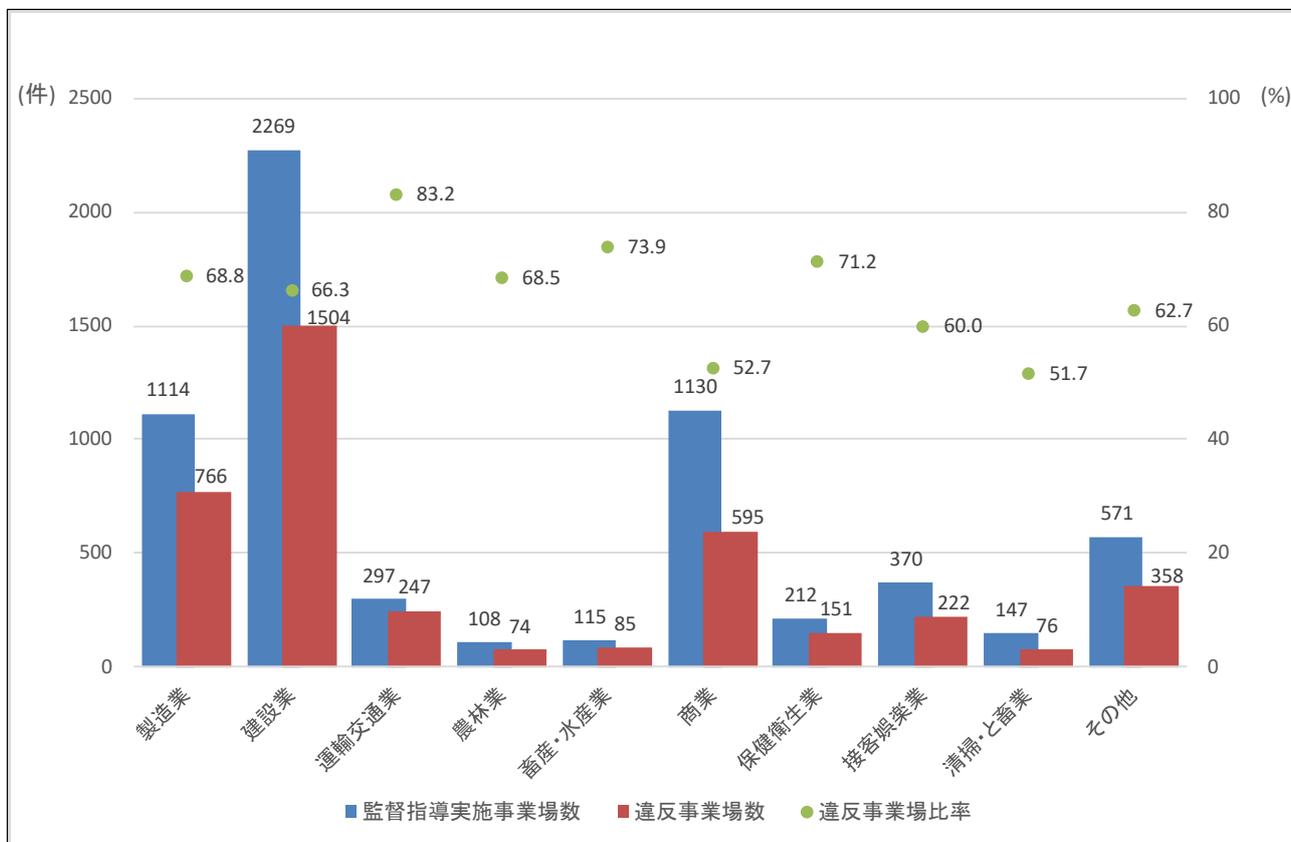
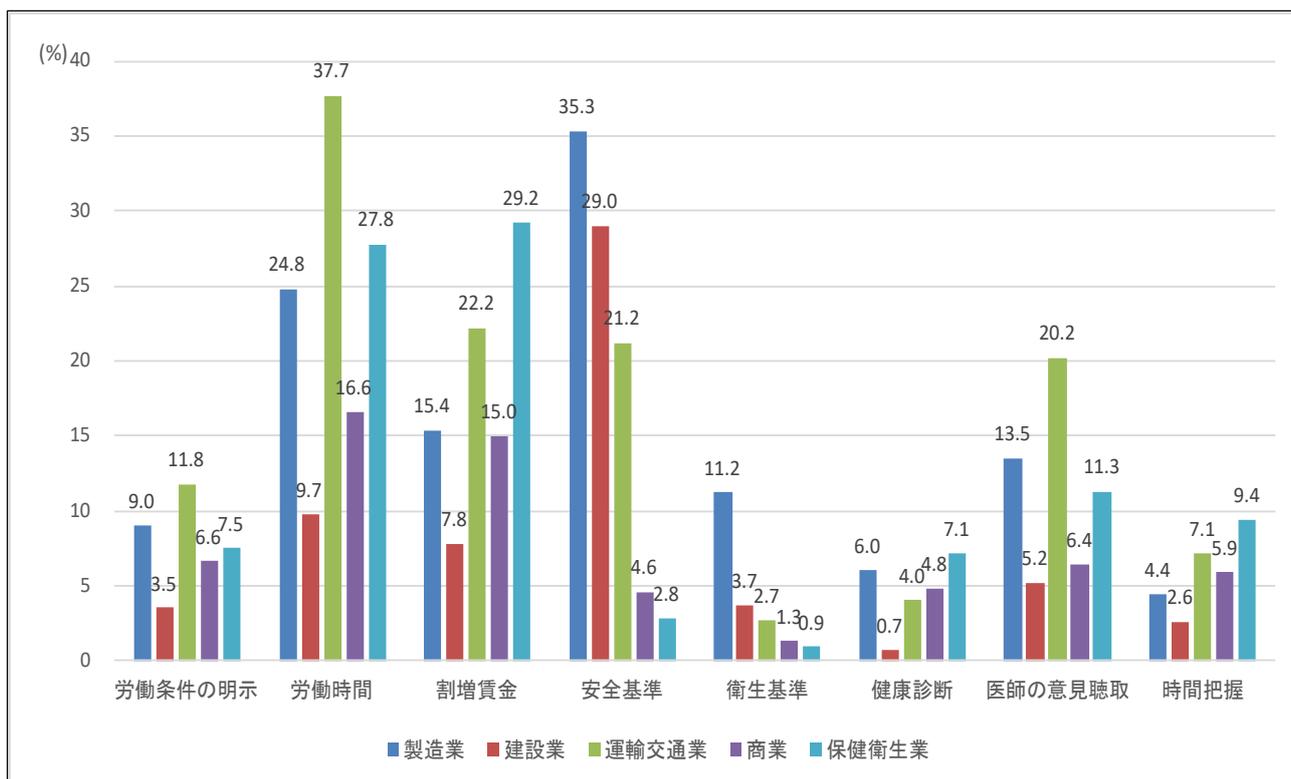


図4 主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

機械・設備等の安全基準に関する違反が 35.3%、長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が 24.8%、次いで割増賃金に関する違反が 15.4%となっています。

(3) 建設業

違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、建設重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関する違反が 29.0%と最も高くなっています。その要因として、元請事業者が下請事業者に対して必要な指導を行っていないこともあげられ、元請事業者及び下請事業者の両者に対して指導を行っています。

(4) 運輸交通業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が 37.7%と他の業種に比べて高く、次いで割増賃金に関する違反が 22.2%となっています。

(5) 商業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が 16.6%と最も高く、次いで賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が 15.0%、労働条件の明示に関する違反が 6.6%となっています。

(6) 保健衛生業

賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が 29.2%、長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が 27.8%と高い水準になっています。次いで健康診断の結果に異常所見が見られた方の医師の意見聴取に関する違反が 11.3%となっています。